

戸籍届出に係る来庁者の本人確認実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、戸籍届出を持参した者（以下「来庁者」という。）に対して、本人確認を実施するため、必要な事項を定めることにより、第三者による虚偽の届出を防止し、町民の個人情報保護するとともに、戸籍への信頼性の保持を図ることを目的とする。

(届出の範囲)

第2条 本人確認が必要な戸籍届出の対象は、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁及び認知の届出とする。ただし、裁判所の許可を要するものは除く。

(本人確認の方法)

第3条 来庁者の本人確認は、次のいずれかの方法により行う。

- (1) 別表第1に掲げる書類のいずれか1以上の書類の提示を求める方法
- (2) 別表第1に掲げる書類を携帯していない場合は、別表第2に掲げる書類のいずれか1以上の書類及び別表第3に掲げる書類のいずれか1以上の書類の提示を求める方法（別表第3に掲げる書類を携帯していない場合にあつては、別表第2に掲げる書類のいずれか2以上の書類の提示を求める方法）

2 本人確認の結果を、確認票兼台帳（様式第1）に記録する。

(届出人への通知)

第4条 戸籍法（昭和22年法律第224号）による審査の結果、届出を受理したときは、届出時に前条第1項に定める書類で届出人本人の確認ができなかった届出人へお知らせ（様式第2）を送付するものとし、届出書を持参した来庁者にその旨を告知しておく。

(郵送及び夜間、休日等による届出)

第5条 郵送で第2条に規定する届出があり、戸籍法による審査の結果、その届出を受理したときは、確認票兼台帳に必要事項を記載のうえ、届出人に宛てお知らせを送付する。

2 夜間、休日等における届出の場合は、前項の規定を準用する。

(確認票兼台帳等の整理及び保存)

第6条 確認票兼台帳は受理番号順に綴る。なお、返送されたお知らせは再送せず、返送年月日を記入のうえ、確認票兼台帳と合わせる。

2 確認票兼台帳の保存年限は1年間とする。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本人確認の事務処理に必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成15年6月30日 大口町告示第74号)

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日 大口町告示第76号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月26日 大口町告示第85号)

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この要綱は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第73号)附則第15条及び附則第28条を適用する。
- 3 前項の適用をうける外国人登録証明書において、氏名に簡体字又は繁体字が用いられている場合は、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示(平成23年法務省告示第582号)」に従い、正字に置換のうえ取扱うものとする。

附 則 (平成27年9月30日 大口町告示第88号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月24日 大口町告示第67号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年11月29日 大口町告示第112号)

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付を受けている国民健康保険、健康保険又は船員保険の被保険者証若しくは共済組合員証(以下「被保険者証等」という。)の有効期間が経過するまでの間の当該被保険者証等については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

住民基本台帳カード（本人の写真が貼付されたものに限る。）
個人番号カード
旅券
運転免許証
海技免状
電気工事士免状
無線従事者免許証
動力車操縦者運転免許証
運航管理者技能検定合格証明書
猟銃・空気銃所持許可証
特殊電気工事資格者認定証
認定電気工事従事者認定証
耐空検査員の証
航空従事者技能証明書
宅地建物取引主任者証
船員手帳
戦傷病者手帳
教習資格認定証
警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
身体障害者手帳
療育手帳
小型船舶操縦免許証
在留カード
特別永住者証明書
一時庇（ひ）護許可書
仮滞在許可書
官公署（独立行政法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）

別表第2（第3条関係）

住民基本台帳カード（別表第1に規定するものを除く。）
国民健康保険、健康保険、船員保険又は共済組合に係る資格確認書
介護保険の被保険者証
国民年金手帳又は基礎年金番号通知書
国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書
共済年金又は恩給の証書
届書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
別表第1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等

別表第3（第3条関係）

学生証
法人がその職員に発行した身分証明書（官公署が発行したものを除く。）
官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（別表第1に掲げる書類を除く。）
その他本人しか持ち得ないものとして町長が適当と認める書類